

選挙制度と民主主義

2016年7月1日 長谷川泰司

今年は私の干支「申」です。生まれてから既に12年を5回繰り返したことになります。あつという間の72年間でした。今年もまたみなさんに、懲りもせず私のつたない文章をお送りします。ご笑覧ください。

1. はじめに

私（たち）は、自分たちの考えをどう政治に反映させればいいのか、どういう手段があるのか、昨年来考えていました。というのは、昨年、「劣化する民主主義」として、現在の日本が持っている様々な民主主義的制度が劣化しているという趣旨のことを書いたことに関連しています。そのとき、「今の安倍政権は国民が選んだ結果なのだから、もし今の施策に反対なら選挙で多数を取るしかないのではないか」との趣旨の反論を何人かの人に頂きました。

多数決が金科玉条のように唱えられている現在の「代議制民主主義」では、そうした考えが現実なのかもしれません。しかし、本来、「代議制民主主義」はそうした制度なのでしょう。選挙によって選出された多数派政党だけが、政策決定を行う権限を持ち、少数派は彼らの行いをみているだけなのでしょう。多数決はすべてに優先するルールなのでしょう。私たちには、選挙しか自分の考えを政治に反映する手段はないのでしょうか。それなら、議会やそこでの議論はどういう意味を持つのでしょうか。多数派が自分の思いのままに政治を運用している今が、本当はおかしいのではないのでしょうか。自分と反対の意見も聴き、議論を尽くす、理屈が通っていればそれで合意する、そういうことがなければ、私たちは政治的なニヒリズムに陥るだけだとおもうのです。

私の中では、選挙だけが私たち国民の考えを反映させる唯一の政治的手段ではない、という根強い思いがあります。選挙によって選ばれたというだけで、国会議員や地方自治体の議員が政治的施策を思いのままにしていとは思いませんし、彼らに実行権を全面的、盲目的に委ねることが「代議制民主主義」であるとは思っていません。そうした態度を許すことは、私たちの知的退廃だとすら思っています。政権与党の施策に、いろいろな手段を使って論理的に批判を加えることが、まともな政権運営を行う上で不可欠と考えています。それが本当の意味の「代議制民主主義」の形だと思えます。

今年、そうした全権委任スタイルの政治参加を「お任せ民主主義」として、私はそれからの脱却を何とか図りたいと考えました。現時点では、私自身「お任せ民主主義」からの脱却はほとんどできていませんが、選挙制度にはどんな問題があるのだろうか、あるいは、選挙以外に政治に対するどんな参加方式があるのだろうか、ということは考えてきました。実行されている、あるいは実行されようとしている政策への是非（例えば、安保法制<戦争法制と呼ばれていますが>に関する是非や憲法改定への是非）も、私は大いに気になっていますが、いわゆる民主的な手続きの毀損とそれへの対応ということが今は大変気になっています。政策そのものは、いろいろな考え方があり、私がおかしいと思う政策を支持する人がいるのは当たり前です。しかし、それを議論する土俵が変わってしまえば、フェアな議論はできないと思うからです。

その前に、「民主主義」とか「デモクラシー」について、私なりの考えをまとめておく必要

があるでしょう。が、私にとって「民主主義」とは何なのか、すごく難しい問題です。まず、自由と平等が保証されていること、これがベースにあって、民主主義はその自由や平等の上に築かれた、国民の意志によって政治権力をコントロールする制度的な仕組み、あるいは考え方と捉えています。しかし、自由とか平等という概念そのものがまた問題になり、定義としてうまくまとめるのが難しいというのが本音です。とりあえず、「人民が権力を所有し行使する政治形態。古代ギリシャに始まり、17,18 世紀の市民革命を経て成立した近代国家の主要な政治原理および政治形態となった。近代民主主義においては、国民主権・基本的人権・法の支配・権力の分立などが重要とされる。現代では政治形態だけでなく、広く一般に、人間の自由と平等を尊重する立場をいう。」というデジタル大辞泉の説明¹⁾が比較的私の考えをまとめているように思います。あるいは「その共同体の成員が誰もが平等に参加して、発言権が保証される、という原則に基づいて、集団的に物事を決めるシステム」というデヴィット・グレーバーの定義²⁾も端的でなかなか魅力的です。

ところで、私の中では「民主主義」という言葉は様々な想いを喚起します。そのため、なかなか明確にすっぱりと言い表せないのです。例えば、デジタル大辞泉の説明に書かれている「人民が権力を所有し行使する政治形態」とは何を意味しているのか、「間接民主主義（代議制度）」は今多くの国の一般的な政治形態だが、あれは本当に民主主義といえるのだろうか、など、考え始めると次々と疑問が生じます。

2. この一年で目についた民主的制度の形骸化

とはいえ、この一年、2015年8月から2016年6月までもまた、私の価値観や民主主義の捉え方からすれば、さまざまなく変な<こと>が起きました。まずそれを概観しておきます。またしても、多くの局面で、民主主義が毀損したと思われるからです。

まず最も大きな<事件>は、やはり2015年9月17日の参議院特別委員会での強行採決でしょう。強行採決の光景そのものは、繰り返しテレビで報道されています。うんざりするほど破廉恥なやり方ですが、それにもましてこの<事件>で私が気になったのは、地方公聴会の扱いでした。その前日16日に、横浜のホテルで地方公聴会が開かれました。その報告がなされないままに、委員会で採決が強行されました。私は、昨年書いたパブコメの件と同様、<民主的>制度の破壊を目のあたりにしました。もちろん、議事の進め方、採決の方法もめっちゃめっちゃですが、公聴会を開いてもその報告すら聞かずに採決するというのはどういうことでしょうか。すべての制度が次々と形骸化している(させられている)現実があります。

この後も、沖縄行政区への補助金の直接交付(地方自治法はどうなっている?)、丸川環境大臣の基本的知識の欠如(被ばく線量に関する講演内容は嘘であり、知識の欠如ではないかも)、甘利大臣のあっせん利得に関するおとがめなし(いまだに本人からの説明はない)、高市総務大臣の「電波停止」発言、沖縄での殺人事件に対する日本政府の対応、高浜原発40年超稼働に関する規制委員会の対応、そして、極めつけは、消費増税の先延ばしに関する安倍首相の<新しい方針>です。これらは、異論へのまっとうな説明や反論もないばかりか、政策上の論理的一貫性も見えず、政権運営への責任感もモラルも感じないお粗末な政治行動です。

こうしたことについて、選挙で選ばれているのだから、どのように発言しても、どのよう

に行動してもいい、とは言えないでしょう。

3. 選挙制度

選挙制度は、政治に参加する最も重要で、最も一般的なシステムであることは、言を俟ちません。しかし、選挙で多数を取ったからと言って、その政党が好きなように政策決定し、実行することは許されない、と私は思っています。なぜか。

(1) 公約のあいまいさ

まず、選挙における各党の公約の問題です。どの党もたくさんの公約を並べます。その中で最も選挙受けする（たぶん、国民が一番気にしていると思われる）政策を強調して訴えます。他にもたくさんの公約を掲げていますから、もちろんそれらも実行する前提です。選ぶ方は、自分の最も関心の高い、あるいは切実な問題に対し各党がどう考えているか、を評価関数にして選ぶでしょう。すなわち、シングルイシューとマルチイシューの間の矛盾です。この課題については、この政党の考えがいいと思って選んだが、別の課題は関心がなかった（または反対だった）、公約にはあったのだから読んでいなかった、さらに言えば、公約なんか読んでいない、選挙演説で候補者が言っていたこと、放送や新聞で見かける主張だけで判断していた、といった投票行動は、それほど特異なものではありません。環境が変わったので従来のその党の主張には今は反対だ、など、時間の経過も含めいろいろな変化や考えが個人の中には起こることも考えられます。こうした乖離は、個人の価値観と政党や議員の価値観が完全に一致することなどあり得ないのですから、当然です。しかし、現在の政権党は選挙で選ばれたのだから、と言って主張を押し通す。昔、社会科の授業で、多数の横暴という言葉を知りましたが、選挙というシステムの怖さは、モラルを失った政治家による多数の横暴です。

(2) 投票数による信任という話の矛盾

次に大きな問題は、民意が正しく反映しているわけではないという制度上の欠陥です。前回の衆議院選では、小選挙区制では自民党 43% の得票率に対し、議席の獲得率は 79% でした。その前の衆議院選挙では、民主党 47% の得票率に対し、議席の獲得率は 74% でした。どちらにしても、ある程度得票数になると、雪崩現象が起こって一つの党が絶対的な議員数を獲得してしまいます。どのような選挙制度がいいのか、また「民意」とは何かについても、にわかには決めがたいところがありますが、政権運営を担当する党は、57%（あるいは 53%）の選挙民が自党とは別な政党を選択したのだという事実を忘れずに政策を実行していくべきだと考えます。「内閣府大臣官房政策広報室」の 2016 年 2 月の世論調査によれば、国の政策への民意の反映度に関して、「反映されていない」とする者の割合が 66.8% と 2/3 を占めています³⁾。そのような感覚がどこから出てくるのか、政治家はよく考えるべきです。

(3) 選挙制度の欠陥

選挙制度そのものの問題もあります。1 票の格差問題は、すでに何回も最高裁で「違憲状態」と宣告されています。今回の参議院選でも、最大格差は 3.08 倍（埼玉選挙区と福井選挙区）になっています⁴⁾。私たちはこのような状態で政策決定権者を選んでいるのだ、ということを思いかえさずにいられません。

これらは、すべて代議制民主主義（間接民主主義）の持つ欠陥だと私は考えています。そうした代議制民主主義（間接民主主義）の欠陥を補うために、憲法にはさまざまな規定がなされていると考えるのですが、それは後で述べることにします。

もうすぐ参議院選挙があります。安倍首相の心の底に改憲への〈志〉があるのは、今までの彼の言動から間違いないでしょう。そのため、彼は今回の選挙で、できれば改憲を発議できるだけの議員数を確保したいと考えているはずです。

では、安倍首相（や自民党・公明党の多くの議員）がそう考えているとしたら、現実にはどのような結果になれば、その考えが実現するのでしょうか。多くの報道機関がそうした数字を出しているのに、改めてここで披露しなくともよいのですが、こんな風に言われています。改憲に前向きな政党として、自民、公明、おおさか維新の会、日本の心を大切にする党、の4つの党があります。4党の非改選議席数は合わせて84議席、参議院の議席数は242で、その2/3超は162議席ですから、 $162-84=78$ 、すなわち上記の4党で78議席以上当選すれば、改憲を発議できるというわけです。

改憲、改憲というけど、憲法のどこを改めようとしているかは、はっきりしません。自民党は、自民党の改憲案を出していますが、今回の選挙ではそのことには触れておらず、公約では一番最後に「憲法を国民の手に取り戻します」として、2014年に発表した「日本国憲法改正草案」の目次を掲載しているだけです。安倍首相も今回の選挙活動で、このことにはほとんど触れていません。公明党は「加憲」で憲法の発展を」という言い方をしており、自民党の「日本国憲法改正草案」とは全く異なっています。

4. 選挙制度の欠陥をカバーするために

選挙制度が政治に参画する最も重要で身近な手段であることは、すでに述べたとおりです。しかし、一方でそれが不完全なシステムであることも確かです。ことシステムに関していえば、完全なシステムなどどういう場合でもありえず、様々な補完的機能を用意したり、人間の知恵でカバーしたりして運用するのが、私たちの世界です。民主主義というシステムも同様と考えます。だからこそ、憲法には、「公務員を選出し、罷免する権利(15条)」、「請願の権利(16条)」、「結社・表現の自由(21条)」、「団体行動をする権利(28条)」など、様々な権利を国民に保証し、また、憲法で定める範囲で政策運営をしていくことが前提となっています。これが、独裁的な政治体制になることを防いでいると私は考えています。代議制民主主義（間接民主主義）が、多くの欠陥を持っていることはすでに見てきました。かといって、直接民主主義的な制度も、現実的にはなかなか難しいのも事実です。キャロル・ベイトマンやロバート・ダールが、「参加型民主主義」という考え方で、この「間接民主主義」を少しでも是正しようと提案していることを、政治議会調査室渡辺樹氏の「議会制民主主義と政治参加」⁴⁾で知りました。ベイトマンは「国家レベルでの代議制度の存在は民主主義にとって十分なものではない。国家レベルでのすべての民衆による最大限の参加のためには、民主主義の社会化、ないしは『社会的訓練』が他の領域においても行われ、必要な個人的態度や心理的資質の発達が可能にならなければならない。こうした発達は、参加自体の過程を通して実現するのである」としています。たぶんこのような考え方が今の私の民主主義に対する想いに近いのではないかと、思います。同じ論文で、渡辺氏は、政治参加の形態として、

- ① 投票：有権者がその政治的選好を政策決定者に伝達する仕組み
- ② 選挙活動：イギリスやアメリカにみられる、選挙活動への参加による政治活動
- ③ 地域活動：市民運動・住民運動への参加や自治会・町内会での地域問題解決の政治活動
- ④ 個別接触：官僚や政治家への接触による個人や家族へ便宜を図ってもらう活動を挙げており、さらに非合法的な政治参加形態として「⑤暴力」を挙げています。ただ、これでは参加形態としては十分とは思えません。市民運動や住民運動は「地域活動」という言葉で括られています、それは何らかの集合体を想定した参加形態です。それに対し、私は、個人として行う政治活動の形態がありうると考えています。例えば、政府や地方自治体が行っている公聴会への参加やパブコメの提出、マスコミへの投書、ホームページやSNS などによる自分の意見の発信、議会の傍聴、政策に関する議員への働きかけ、などです。私は、これを「個人政治活動」ととりあえず呼んでおきます。③や「個人政治活動」は、代議制度への参画と異なる、個人が自らの意志で行動する政治行為ですが、それこそが、間接民主主義が陥る弊害を是正する手段ではないか、と考えています。こうした活動が、政治家の行動への抑止力やまっとうな議論への回帰を促すと信じています（だからこそ、そういうことを一切考慮せず反対意見を切り捨てている現在の安倍政権を、独裁的と感じているのです）。デモも投書も議会の傍聴も、みな民主主義を健全にするために必要な行為なのだと思います。

5. おわりに

私がここで述べたかったことは、民主主義とか選挙とか言われるシステムには、それなりの欠陥や短所があるということ、それを（私たち国民が不利益をこうむらないように）カバーして運用していくためには個々人の政治的努力を必要とするということ、です。そのような危機感をとりわけ強く持ったのは、やはり昨年の与党（自公）の政権運営を観たからでした。選挙で選ばれれば何をしてもいい、しかし選挙の時には本当にしたいことはおくびにも出さない、勝ってしまえばこちらのもの、そういう態度にしか見えなかったのです。今回の与党のやり方への怒りから「怒りの声」を結成した小林節慶応大学名誉教授はそもそも改憲論者でした。右翼といわれる小林よしのり氏も鈴木邦夫氏も、今回の安倍政権はおかしいと発言しています。そこまで、立場を超えて「おかしい」という意見が出ていることが、今の状況を物語っていると思います。

まずは、物事の決め方を正してほしいと思います。安倍首相の運営方法を支持する人には、たぶん「野党は反対だけしかしないから、いつまでも決まらない、ああいう風に強行してもやむを得ないところがある」といった意見があるのだろうと思います。このことに対しても多くの異論がありますが、でも今回の自公の行動はそれ以前の問題です。まさしく、麻生財務大臣が2年前に言った「ワイマール憲法もいつの間にかナチスの憲法に変わった。あの手口を学んだらどうか」という言葉通りです（ナチスのほうがまだ、合法的だったくらいです）。

最後になりますが、もう一つ。正直に言うと、私は臆病なのです。前にも書きましたが、私は他人を殺すような状況になったら、たぶん精神的に耐えられないだろうと思っています。法律的（徴兵制）にか経済的（貧困）にか分かりませんが、軍隊（国防軍？）に入らざるを得ない状況になって、他人を殺さざるを得ないことになったらどうするか、いやそ

れ以前に、殺人の訓練・教育を受けたらどうなるか。自殺はできないから、逃亡するのでしょうか。しかし、追われて殺されるか、逃亡罪で刑務所に入るか。私自身は年齢的に、そういう事態になる可能性は少なくなりましたが、私の孫はそういう事態に遭遇することかもしれません。そうしたことへの恐れから、ずっと戦争を嫌忌していました。多くの友人が、敵国が攻めて来たら武器を持つだろう、自衛力は必要だろう、といます。丸腰で外国と向き合うなど、夢物語だといいます。ですが、自衛力とは、誰のための誰に対するもののでしょうか。レジスタンスのようなことが起こったときには（目的が本当に自分たちのものであるときには）、もしかしたら私も武器を取るのかもしれませんが（しかし、何をレジスタンスと捉えるのかも現代ではあいまいでしょう）。今の自衛隊は誰のためにあるのでしょうか（自衛隊員の個々の心情は別にして）。原発が44基（2016年現在）もあって、ミサイルによる攻撃が一般化しているような現代の戦争に、どのような戦力で対抗すればいいのでしょうか。いわゆる戦力を持つことが、それほど抑止的効果を持つのでしょうか。私にはよくわかりません。どこかの国に占領されたとき（今はアメリカに占領されているともいえます！！）、どのようなゲリラ的な戦い方ができるか、本当の意味での自衛はあり得ないのではないか。ですが、アメリカの言いなりになっている今の日本政府（とその取り巻き）が、自衛力を強化して独立を守るのだといっても、まったく嘘っぽく聞こえます。どう考えても、アメリカの軍事的補完力としか捉えられません。沖縄や福島に住む自国民の苦しみを、真に共有しているとはとても思えないからです。（完）

『引用文献』

- 1) <https://kotobank.jp/word/%E6%B0%91%E4%B8%BB%E4%B8%BB%E7%BE%A9-140069#E3.83.96.E3.83.AA.E3.82.BF.E3.83.8B.E3.82.AB.E5.9B.BD.E9.9A.9B.E5.A4.A7.E7.99.BE.E7.A7.91.E4.BA.8B.E5.85.B8.20.E5.B0.8F.E9.A0.85.E7.9B.AE.E4.BA.8B.E5.85.B8>
- 2) 「民主主義ってなんだ？」 p140 （高橋源一郎／SEALS 河出書房新社 2015年9月）
- 3) 「世論調査」（内閣府大臣官房政策広報室 2016年2月）
- 4) 朝日新聞 2016年6月24日朝刊
- 5) 「議会制民主主義と政治参加」（渡辺樹 国立国会図書館調査及び立法考査局 2007年5月）